

## 第263回山形県開発審査会議事録

### 1 日 時

平成26年2月20日(金) 10時00分から11時10分まで

### 2 場 所

あこや会館 「べにばな」

### 3 出席委員 飯野委員、井上委員、國井委員、鈴木委員、向田委員、本木委員

6名

欠席委員 長沼委員

1名

### 4 事務局報告

山形県開発審査会条例第5条第3項により本審査会が開会要件を満たしていることを事務局から報告し、奥山都市計画課長があいさつした。

### 5 開会

山形県開発審査会条例第5条第2項の規定により、本木会長が議長となった。

### 6 議 事

(議 長)

それでは議事に入ります。

始めに、本日の議事録署名委員2名を私から指名いたします。飯野委員、鈴木委員以上の両委員にお願いいたします。

今回の議事は、山形県開発審査会提案基準の一部改正(案)について1件です。

本案件の公開・非公開の別については、公開とすることにより企業等に不利益を与えるものとは認められないため、公開とします。

それでは、山形県開発審査会提案基準の一部改正(案)について事務局の説明を求めます。

(事務局)

(県土整備部都市計画課 清野主事、酒田市都市計画課 長濱調整主任が説明)

(議 長)

以上の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

(飯野委員)

本件のようにタイロッドで引っ張るというのは、一般的に用いられる手法な  
のでしょうか。他の手法はないのでしょうか。

(港湾事務所)

タイロッドが一般的に用いられている手法です。

その他の手法として、太い鋼管矢板を用いる方法もありますが、莫大な資金  
がかかり現実的とは言えません。

(議 長)

提案基準の一部改正案についてはいかがですか。新たに追加する必要性や文  
言について、御意見ございませんか。

(國井委員)

今回追加する提案基準に該当するような案件が出てくる可能性はどのぐらい  
ありますか。

(事 務 局)

酒田北港では、宮海6号岸壁、宮海7号岸壁、そして本件の対岸の緑地部分  
において、今後整備が予定されております。当該提案基準に該当する状況にな  
るかは、具体的に設計をしてみないと分かりません。

その他の可能性としては、既存の岸壁等の修繕や補強の際に、市街化調整区  
域に敷地が及ぶことが想定されますが、現時点で案件はございません。

(議 長)

改正案の中に、「護岸等」とありますが、「等」には何が含まれますか。

(事 務 局)

当該提案基準は市街化区域と市街化調整区域の境界部における施行を想定し  
ております。そのため「等」に含まれるものとしては、沿岸の護岸、岸壁の他  
に、河川の護岸や陸域の擁壁等が想定されます。

(井上委員)

陸域における事例はありますか。

(事務局)

現時点では事例はありません。今後、案件が出てくることは想定されますが、具体的な事前相談等はありません。

(議長)

当該提案基準に該当するであろう案件は少ないが、今後を想定し、広く救える基準にしたいということですか。

(事務局)

そのとおりです。

(鈴木委員)

パブリックコメントの期間の設定については、何か規定がありますか。

(事務局)

県で定めるパブリックコメント手続きに関する指針に従って期間を定めました。

(飯野委員)

当該基準には、補修も含まれると説明がありましたが、この文言で補修まで読み取れるでしょうか。

(事務局)

構造物の整備を伴う土地造成としていますので、この文言で読むことはできると考えます。

(議長)

単なる護岸の整備だけならば、許可は不要ということですか。

(事務局)

そのとおりです。

護岸等の整備だけではなく、土地造成、いわゆる土地の区画形質の変更を伴う場合に当該基準に該当します。

(向田委員)

補修が読み取れるかについては問題ないと思います。

ただ、陸域でつくられる「擁壁」を、沿岸部につくられる「護岸」に類するものとするにはできないと思います。

(議長)

「擁壁」はいわゆる土留めですね。「擁壁」のくくりの中に、海の場合は「護岸」「岸壁」、河川の場合は「河川護岸」が含まれるのですか。概念としてどちらが大きいのでしょうか。

(向田委員)

「擁壁」が広い概念で、その中に「護岸」が含まれるとしたら、「護岸等」に「擁壁」を含めることはできず、「擁壁等」とする必要があります。

「擁壁」と「護岸」が並列関係にあるとしても、「護岸等」には、海や河川のように水に関する土留めのための構造物しか含めることができません。

提案基準に「擁壁」を含めるのであれば、「擁壁」という言葉を文言に入れるべきと考えますが、「擁壁」の法的定義について、確認する必要があります。

(事務局)

「擁壁」と「護岸」は別のもので並列関係にあります。

(議長)

提案基準の改正の内容については、御理解いただけたいと思います。改正の内容については了承することとし、文言の表現については、事務局でもう一度整理することとしていかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、内容については了承することとします。

文言の表現については、私に御一任くださるようお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

これにて、本日の議事を終了します。

## 7 その他

「山形県開発審査会提案基準第18の取り扱いについて」説明した。

提案基準内の「おおむね」、「原則として」、「程度」といった表現について、統一した取り扱いをすることとし、提案基準全体の整理をすることとした。整理が完了するまでの対応について、再度確認することとした。

(閉会 11時10分)